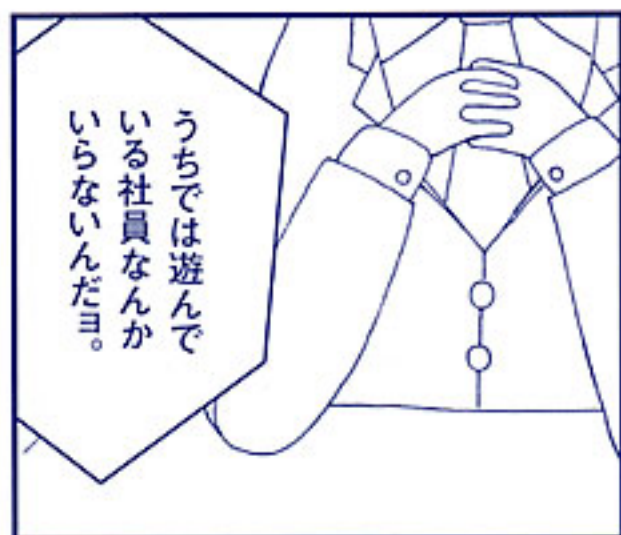




個別労働紛争
解決物語



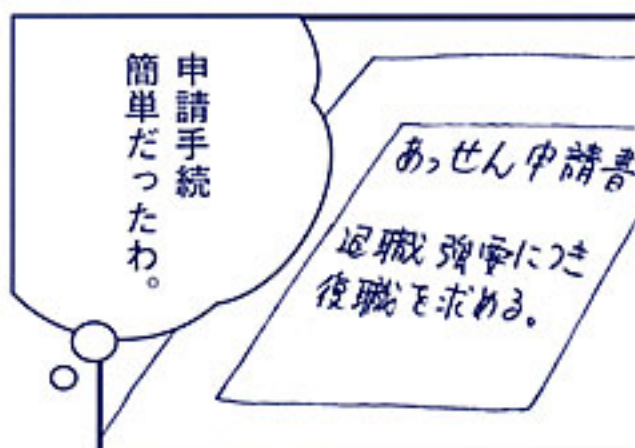




〈総合労働相談コーナーの役割〉

総合労働相談コーナーにおいて、総合労働相談員は、個別労働関係紛争事案にかかるとははじめ労働問題に関するあらゆる分野の相談に応じ、関係法令、判例等の情報提供や資料の提供、紛争解決のための助言などを行います。なお、他の機関で取り扱うことが適当な事案は、その機関に取りつぎます。





〈あっせん申請〉

あっせん申請書の記載に当たっては、申請者の主張等の要点を記入してください。申請者一人で簡単にできませんし、必ずしも事実関係を明らかにする資料は必要ありません。なお、例えば、賃金不払、解雇予告手当の請求等労働基準法違反等にかかるものは労働基準監督署において処理しますので、紛争調整委員会において対応できません。

〈労働紛争調整官とは〉

労働紛争調整官は労働局の職員であり、紛争調整委員会のあっせん委員の指示を受け、例えば、申請人、被申請人との連絡調整や事情聴取を行い、あっせん事案について情報収集する業務を行う。

労働紛争調整官



〈個別労働紛争解決制度の基本的スタンス〉

- ①厳正中立の立場で労使のいずれか一方に偏した態度はとりません(公平性)。
- ②行政上の義務を課するものではありません(任意性)。
- ③双方の譲り合い、歩み寄りが大切です(互譲性)。
- ④個別労働関係紛争の現実的な解決を図る措置です(柔軟性)。
- ⑤申請手続きは簡便であり、早期に処理を行います(簡易・迅速性)。
- ⑥企業の人事管理上の秘密や個人のプライバシーに特段の配慮をします(非公開性)。

〈紛争調整委員会とは〉

広島紛争調整委員会は、弁護士、大学教授六名の学識経験者から構成される委員会であり、あっせんを実施する機関です。この委員は、産業界の実情に通じ、法令や判例、企業の人事労務管理について専門的知識を有する人物で、厚生労働大臣から任命されています。



あっせん申請を受け、広島労働局長から委任を受けた紛争調整委員会は、労使双方の主張を聞きつつ現実的な解決のための対応を図り、労使双方の自主的な解決を促進させます。

話は十分お聞き
しました。
双方がよろしければ
和解に向けた話を
しましょう。

ウ〜ム
歩み寄らねば
ならない
かな。

復職ですか？
代わりの
社員が勤務
しているし…

私も
反省すべき
点があったわ。

復職が
無理ならば
それに代わる
解決金を
支払うことで
どうでしょう。

〈あっせん案の提示に当たって〉

紛争調整委員会が行うあっせん案は、紛争当事者間の話し合い促進のため、具体的な解決の在り方、方向性を示すものです。したがって、あっせんは「調停」における調停案のように当事者に対して受諾を勧告等するものではありません。

〈あっせんの効力〉

紛争当事者双方があっせん案を受諾し合意が成立した場合、民法上の和解契約と同一の効果を有することとなります。

裁判となれば大変だったが、委員のおかげで一回で合意できてよかったなあ。

復職できなかつたけど誤解がとけ、気持ちの整理ができたわ。一ヶ月という短期で解決できてよかった。



■漫画 前川奈緒美
■編集 広島労働局企画室
平成15年9月